

鳥取大学工学部副学部長に関する規則

第1条 この規則は、鳥取大学工学部副学部長（以下「副学部長」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 鳥取大学工学部（以下「工学部」という。）に、副学部長3人（総務担当，教務担当及び評価担当）を置き、それぞれの工学研究科副研究科長をもって充てる。

第3条 副学部長は、鳥取大学工学部長（以下「学部長」という。）を補佐し、次の各号に掲げる職務をつかさどる。

- 一 学部長から指示された事項に関すること。
- 二 別に定めるところによる工学部における委員会の委員長等の職務に関すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月20日から施行し、改正後の鳥取大学大学院工学研究科副研究科長に関する規則の規定は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。